

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

盛岡市

(平成 27 年 4 月 23 日制定)

(平成 27 年 8 月 28 日変更)

(令和 2 年 12 月 23 日変更)

(令和 7 年 7 月 3 日変更)

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 北部地域

ア 現況

本地域は、市の北部に位置し、北上川流域の巻堀・渋民地区では稲作経営が盛んに行われている。全域が特定農山村地域に指定されており、中央に位置する玉山地区は、特に平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組みを行うことが必要である。

イ 目標

アを踏まえ、本地域では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進するとともに、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

(2) 中部地域

ア 現況

本地域は、北上川流域の中部に位置し、中津川など豊富な水源を持ち、山林に恵まれた地域である。中山間地における小規模経営の田畑が多く見られ、一部地域が特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組みを行うことが必要である。

イ 目標

アを踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項 2 号に掲げる事業を推進するとともに、同第 1 号及び第 3 号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の促進を図ることとする。

(3) 南部地域

ア 現況

本地域は、北上川流域南部の東岸に位置し、北上高地に属する急傾斜地域において稲作経営や果樹の栽培が行われている。一部地域が特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組みを行うことが必要である。

イ 目標

アを踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

(4) 西部地域

ア 現況

本地域は、北上川流域南部の西部に位置し、奥羽山脈の裾野に広がる平坦な地形を活かし、稲作経営が盛んに行われている。減農薬・減化学肥料で行う特別栽培米などに取り組む生産者も多く、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式に関心が高い地域である。また知事特認に指定される一部地域においては、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

イ 目標

アを踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、同項第2号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を促進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	地域	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	北部地域	北部区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業並びに同項第2号及び第3号に掲げる事業
②	中部地域	中部区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業並びに同項第2号及び第3号に掲げる事業
③	南部地域	南部区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業並びに同項第2号及び第3号に掲げる事業
④	西部地域	西部区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業並びに同項第2号及び第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において、特に重点的に多面的機能の発揮促進事業の実施を推進する区域は設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市が必要と認める事項

法第3条第3項第2号の事業を実施するために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 対象農用地の基準

ア 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次の(ア)の指定地域のうち(イ)の要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画区域（農業経営基盤強化促進法に定める地域計画区域）内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連

担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在し、すべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

(7) 対象地域

- a 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域（旧築川村、旧乙部村、旧玉山村2-1、旧藪川村、旧渋民村及び旧巻堀村）
- b 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域（旧玉山村2-1、旧藪川村及び旧築川村）
- c 地域の実態に応じて岩手県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域（以下「特認地域」（旧盛岡市のうち銭掛、白石、中居・畑・畑井野、門、旧御所村2-2及び旧飯岡村のうち油田）という。）

(4) 対象農用地

- a 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上の勾配を有する農用地とする。

なお、勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

- b 自然条件により小区画・不整形な田
- c 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地
- d 盛岡市長の判断によるもの

(a) 緩傾斜農用地

傾斜が田で1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満で次のいずれか一つに該当する場合

(i) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(ii) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率 30%以上、耕作放棄率：田 5 %以上、畑（草地含む。） 10%以上）

(b) 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農用地及び緩傾斜農用地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄地率：田 8 %以上、畑（草地含む。） 15%以上の集落に存する農地

e 地域の実態に応じて岩手県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域においては、急傾斜農用地及び小区画・不整形な田、緩傾斜農用地及び高齢化率（40%以上）・耕作放棄地率（田 8 %以上、畑 15%以上）の高い農地。

(2) 集落協定の共通事項

1) 協定構成員の事務負担の軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者として市長が認定する者とは次のアからウのいずれかに該当する者とする。

ア 本市が別に定めている農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条による農業経営改善計画の認定基準に該当し、将来において認定農業者になることを志向する経営体

イ 集落の中核的な農業者であり、耕作面積が 1 ha 以上の経営体

ウ その他地域の実情に合わせて盛岡市長が認定する者

(4) その他必要な事項

特になし。